

旅のデザインルームで行く 国内の旅

＝安心・安全を第一に、少人数【最大15名様】の旅＝

〒104-0061 東京都中央区銀座2-6-8 日本生命銀座ビル7階

TEL. (03) 3567-9191 FAX. (03) 3563-6319

〒530-0005 大阪市北区中ノ島2-3-18 中ノ島フェスティバルタワー17階

TEL. (06) 6201-0831 FAX. (06) 6201-0912

お客様へのご案内とお願い

●集合場所まで、解散場所からの国内移動の手配について
日本各地からツアー集合場所まで、及びツアー解散場所から日本各地への国内移動・交通機関の手配代行をご希望の方は、別途料金にてお承りいたします。お気軽にお申し付け下さい。

●旅行日程について

◇各観光場所は、休館日の追加、変更により、入場しての観光が出来なくなる場合があります。

◇空港、駅、港、ホテルなどツアー中、お客様のお荷物はご自身でお運び下さいませ、お願いいたします。

◇離島など大型バスが少ない地域や、道路事情により大型バスが使用出来ない地域などでは、小型～中型バスやミニバン、ジャンボタクシー(10人乗り程度)を利用する場合がございます。予めお含みお下さい。

◇運輸機関の遅延、不通、天災地変など当社の開知しえない事由が生じた時、観光順、宿泊順の変更や観光内容の変更・割愛などが生じることがあります。当初予定に沿った内容になるよう最善の努力をいたします。

◇離島ツアーなどにおいて、悪天候などにより船が欠航し、予定通り島に渡れない、または本土に渡れないなどの場合、行程の大幅な変更、延泊などの可能性があります。やむを得ず、それら追加費用をご請求せざるを得ない場合があること、予めお含みお下さいますようお願い申し上げます。

◇日程中のマークの読み方

☉: 朝食、☒: 昼食、☒: 夕食、☒: 機内食、☒: 食事なし
◎: 入場観光、○: 下車観光、△: 車窓観光

◇時間帯のめやす

04:00 06:00 08:00 12:00 13:00 17:00 19:00 23:00

深夜	早朝	朝	午前	昼	午後	夕刻	夜	深夜
----	----	---	----	---	----	----	---	----

●航空機、列車、船舶などの移動について

◇航空機は普通席、列車は普通席、船舶は2等または自由席となります。

◇窓側/通路側、喫煙席/禁煙席のご希望は、事前に承ることは出来ません。また、グループ、カップルの方でも、事前座席割り当ての状況により座席が離れる場合がございます。

●ご宿泊について

◇お一人で参加され相部屋を希望し、お相手の方が見つからなかった場合は、**一人部屋利用追加代金の半額にて**、一人部屋をご利用いただけます。但し、ご出発日の40日前までにお申込みのお手続きを完了されたお客様に限ります。尚、相部屋の方の、禁煙・喫煙、同年代などの希望には添えません。また、お申込後「相部屋→一人部屋」へ希望を変更することは原則不可となります。

◇お部屋は和室になる場合もあり、部屋のタイプ(和室・洋室・和洋室、禁煙・喫煙、眺望などの事前の確約は致しかねます。予めお含みお下さい。

◇シングル・ルーム(お一人部屋)をご利用の場合、お部屋が手狭になる場合がございます。

◇バスルーム(浴室)は、地方都市では、お湯の出が悪かったり、シャワーのみのお部屋となります。

◇お風呂が付いていないタイプのお部屋になる場合がございます。その場合は宿泊施設内の浴場をご利用いただけます。

◇宿泊施設の部屋割りは、ホテル側で前もって割当ており、グループやご家族の場合でも、隣室や同階でのお部屋をご用意できないこともございます。

◇宿泊施設の部屋の割り振りは、できるだけ公平になるようにいたしますが、広さ、階層、部屋の向き、タイプ、調度品など、必ずしも同一でない場合があります。

◇相部屋の方のお取り消しに伴う一人部屋追加代金については、相部屋の相手の方(配偶者・友人も含む)がご取消しされた場合、**結果的に一人でお部屋を利用することになる方は、一人部屋利用追加代金の支払いが必要となります。**

便利なイヤホン・ガイドサービスを使用

添乗員、ガイドから離れていても説明が聞けるイヤホン・サービスをご利用いただけます。カメラ・ビデオを撮影しながら自由に動けることで大変好評いただいております。

◇ご協力とお願い◇

団体旅行は、楽しい旅をしていただくためにお客様同士の心配りが大切です。バス移動の際の前方座席の連日の独占は避け、カメラ・ビデオの撮影マナー、喫煙マナー、食事マナーなどに気を配り、お互いに譲り合い、公序良俗を守り、気持ちよく旅ができるよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

ご旅行取引条件、及び旅行条件。お申込みの際は、旅行パンフレットに合わせ、この取引条件と旅行条件をお読み下さい。

この旅行は株式会社旅のデザインルーム(以下当社)が企画・募集し実施する企画旅行であり、参加されるお客様は当社と企画旅行契約を締結することになります。当社は旅行日程に従ってお客様が運送・宿泊機関等の旅行に関するサービス(以下旅行サービス)の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。旅行契約の内容・条件は当書面に追加、各旅行パンフレット、ご出発前にお渡りする最終日程表(確定書面)及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行契約募集型企画旅行契約の希望(以下「当社約款」といいます。)によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。

1、旅行のお申し込みと契約の成立時期

①当社にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金(旅行代金30万円未満のツアーの場合は3万円、30万円以上のツアーの場合は5万円)を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくこと、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

②当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して5日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社は申し込みはなかったものと取り扱います。

③旅行契約は、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合、申込書の提出と申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出した時、また電話によるお申し込みの場合は、本項②より申込書と申込金を当社が受理した時に成立いたします。

④旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して14日目にあたる日より前に(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払い下さい。なお、特定の事情(賞切航空機利用、船中3泊以上のクルーズ等)を有する募集型企画旅行の場合はこの定めによらず、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

⑤お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得てお客様をウェイトिंगのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社は申込金を申し受けず、ただし、「当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトिंग登録の解除のお申し出があった場合」又は「結果として予約ができなかった場合は、当社は当該申込金を全額払い戻します。」

⑥本項⑤の場合で、ウェイトングコースの契約の成立は、当社が予約可能となった旨の通知を行った際に成立するものとします。

2、お申し込み条件

①20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。

②ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

③お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

④お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

⑤お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

⑥健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている

方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状態になっても直ちに申し出ください)。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。

⑦前号の申し出を受けられた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面ですれらを申し出たこととなります。

⑧当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。

⑨お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

⑩お客様の都合により行程から離脱される場合は、事前に当社または添乗員まで、その旨及び復帰の有無や予定日時などの連絡が必要です。尚、離脱はお客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはございません。

⑪お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

⑫その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

3、旅行代金に含まれるもの
◇旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費(2人部屋に2人ずつの宿泊が基本)、食代、入場料・拝観料、ガイド料金など。及び消費税など諸税。◇添乗員が同行するコースにおける添乗員経費。◇その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨を明示したもので、上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

4、旅行代金に含まれないもの
前項3の他は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。◇超過荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)◇クリーニング代、電報電話料、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料、◇お一人部屋を利用する場合の追加料金、◇希望者のみ参加されるオプションツアー料、◇自宅から発着地までの交通費、宿泊費、◇傷害、疾病に関する治療費

5、追加代金とは、①一人部屋利用追加代金、②航空機・船舶の等級変更による差額運賃・料金、③ホテルまたは客室タイプのグレードアップによる追加料金、④延泊による宿泊料金などをいいます。

6、お支払い対象旅行代金とは、お支払い対象旅行代金とは、「旅行代金として記載した金額」と「追加代金として記載した金額」の合計から、「割引代金として記載した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額が、取消料や変更補償金の額を計算する際の基準となります。

7、旅行契約内容の変更
当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。ただし、緊急の場合にお

いてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

8、旅行代金の変更
当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金の額の変更は一切いたしません。

①利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂運賃だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

②当社は本項①の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

③旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更額だけ旅行代金を減額します。

④第7項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更額だけ旅行代金を変更します。

⑤当社は、運送・宿泊機関等の利用人員より旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

9、最終日程表

確定した航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された最終日程表(確定書面)は、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいします。(通常は旅行開始日の10～5日前までに交付)ただし、旅行開始日の7日前以降にお申込みがあった場合は旅行開始日直前に交付することがあります。尚、期日であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

10、お客様の交代

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を、別の方へ譲り渡すことができます。お客様の交替に伴う実費(航空券・乗車券の再発券など)及び変更手数料(1人あたり11,000円/税込)をお支払いいただくことにより、交替することができず。

11、取消料(お客様による旅行契約の解除)
お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

旅行解除期日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前～8日前	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前～2日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除及び無連絡不参加	旅行代金の100%

①当社の責任とならないローンや渡航手続きの事由による取り消しの場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

②旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の運送料をいただきます。

③お客様のご都合による出発日及びコースの変更は、当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申しいただくこととなり、所定の取消料を受けます。

12、取消料のからない場合(お客様による旅行契約の解除)

①旅行契約内容の第22項の表に掲げる重要な変更が行われたとき。

②旅行代金が増額改定されたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社が最終日程表を表記の日までに交付しなかったとき。

⑤当社らの責に帰すべき事由により、当初の旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

